

令和3年度

事業計画書



社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会

目 次

基 本 理 念	1
基 本 方 針	1
重 点 項 目	1
I 住民参加と小地域ネットワーク活動の推進	2
1、地域住民の主体的福祉活動の推進	2
(1) 地域見守り活動事業（町受託事業）	2
(2) 福祉安心電話サービス事業	2
2、当事者の社会参加の推進	2
(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催	2
(2) シルバー人材センター事業	3
(3) 福祉団体などへの支援	3
3、福祉課題の把握	3
(1) 各種団体などへのPR活動	3
(2) 地域福祉活動計画の進行管理	3
II 地域福祉サービスの推進	3
1、介護保険事業などの運営	3
(1) デイサービス事業（介護事業・町総合事業）	3
(2) ホームヘルプサービス事業（介護事業・町総合事業・障害者自立支援事業）	6
(3) 居宅介護支援事業（介護事業）	7
2、地域支援事業の推進	9
(1) 地域包括支援センター事業（町受託事業）	9
(2) 生活支援体制整備事業（町受託事業）	11
3、地域福祉活動の推進	11
(1) いきいきふれあいサロン事業	11
(2) 軽度生活援助事業（町受託事業）	11
(3) 福祉有償運送事業（町受託事業の移送サービス含む）	11

(4) 高齢者世帯等除雪援助事業	11
(5) 除排雪困難世帯巡回等事業	12
(6) 介護予防・生活支援等サービスプロジェクト会議の設置開催	12
Ⅲ 福祉教育・ボランティア活動の推進	12
1、福祉意識の高揚と人づくり	12
(1) 社会福祉大会の開催	12
(2) 子育て応援ネット事業	12
(3) 出産お祝い事業（子育て世代とつながる）	12
2、福祉教育の推進	12
(1) ボランティア活動推進校の推進	12
(2) 社会福祉士養成実習（大学生）の受け入れ	13
3、ボランティア活動の推進	13
(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成	13
(2) 災害ボランティアネットワーク構築	13
Ⅳ 福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実	13
1、福祉情報の提供	13
(1) 社協広報紙の発行	13
(2) 社協ホームページの運用・更新	13
2、相談体制の確立	14
(1) 心配ごと相談所事業（町受託事業）	14
(2) 広域法律相談所事業	14
3、生活支援体制の確立	14
(1) 日常生活自立支援事業	14
(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置	14
(3) 紙おむつ支給事業	14
(4) 福祉器具の貸出事業	14
(5) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）	15

(6) たすけあい資金貸付事業	15
(7) 有職知的障害者交通費助成事業	15
(8) 斎壇事業	15
(9) 公共施設の運営（町指定管理事業）	15
(10) 生活困窮者等に対する支援	15

V 社協基盤の充実・強化

1、社協組織の強化	16
(1) 役員研修会の実施	16
(2) 理事会・評議員会の充実	16
2、職員体制の強化	16
(1) 職員の処遇安定	16
(2) 資格取得の促進	16
(3) 各種研修会への参加	16
(4) 人事考課制度の導入	16
(5) 職員連携会議の開催	16
3、財政基盤の整備	16
(1) 公費助成の確保	16
(2) 基金の運用と増資	16
(3) 収益事業による自主財源の確保	17
(4) 社協一般会員・賛助会員・特別会員の加入促進	17
(5) 赤い羽根共同募金運動への協力	17

VI 関係機関・団体との連携

1、関係機関・団体との連絡調整	17
-----------------------	----

令和３年度社会福祉法人藤崎町社会福祉協議会事業計画

〔基本理念〕

「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現

〔基本方針〕

我が国においては、生産年齢人口の減少をはじめとする本格的な人口減少社会の到来、福祉とニーズの複雑化・多様化、地域社会の変化が進んでおり、住民ニーズの解決に向けた包括的な支援体制の構築が進められている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民に大きな生活不安をもたらしていることから、社会福祉協議会が実施する各種事業や地域活動にも影響が出ており、地域における新たなつながりの取り組みが求められているところである。

そのような環境の中にあって、社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染予防対策を徹底するとともに、引き続き住民同士の支え合いを基調とした地域福祉の一層の推進を図るために、行政・町内会・民生委員児童委員協議会・関係機関などと連携・協働をさらに強め、基本理念として掲げている「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」の実現に向けて、次の４つを重点項目として掲げ事業を展開する。

〔重点項目〕

- １．コロナ禍における生活支援体制整備事業の普及及び推進
- ２．コロナ禍における地域見守り活動事業の推進
- ３．コロナ禍における生活相談と資金貸付体制の充実
- ４．コロナ禍における安心して利用できる介護保険事業の運営

〔実施事業〕

I	住民参加と小地域ネットワーク活動の推進
---	---------------------

1. 地域住民の主体的福祉活動の推進

(1) 地域見守り活動事業（町受託事業）

一人暮らし高齢者などが地域で孤立しないように、地区民生委員並びにほのぼの交流協力員(ボランティア)が定期的に訪問し、安否確認や状況把握を行い、問題があった場合は早急に関係機関と連携を図り問題解決に努める。また、地域の見守り活動の関係者による会議を開催し、地域が一体となっていく見守りネットワークの構築に努める。

- ①役場担当課・民生委員・ほのぼの交流協力員からの情報を共有して問題の早期解決に向ける。
- ②新規対象者の早期把握に努める。
- ③ほのぼの交流協力員の確保に努め、人材育成並びに見守り体制の強化に努める。
- ④参考：対象世帯数 361 世帯、ほのぼの交流協力員数 109 名

(2) 福祉安心電話サービス事業

一人暮らし高齢者や障がいのある人などを対象に緊急時の安全と不安や孤立感、孤独感を解消するために福祉安心電話を設置し、24 時間体制(県社協との連携)により事業を実施する。

- ①ペンダントの電池交換と点検を定期的に行う。
- ②設置者のデータ更新を随時に行う。
- ③福祉安心電話設置者の緊急時の安全と不安や孤立感・孤独感の解消のために、福祉安心電話協力員や地区民生委員の協力を得て活動を推進する。
- ④設置希望者への福祉安心電話事業の説明等を民生委員の協力を得て行う。
- ⑤参考：福祉安心電話設置数 21 台、福祉安心電話協力員数 50 名

2. 当事者の社会参加の推進

(1) 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会の開催

藤崎・常盤両老人福祉センターにおいて、会食をしながら参加者相互並びに地域ボランティアなどとの交流や余暇活動の充実を図る。また、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できない場合や事業内容の変更などの場合は、対象者や調理ボランティア、民生委員の方々に対して速やかに連絡調整を行う。

(2) シルバー人材センター事業

高齢者の知恵や経験を活かし、就労を通じて生きがいづくりを促進する。

- ① 広報紙やホームページで会員の募集や啓発活動を行う。
- ② 「シルバーの日」の実施 ※清掃ボランティア活動を行う予定

(3) 福祉団体などへの支援

福祉団体の事務局を担うことにより、福祉団体の支援と育成を図る。また、各種制度の改正や地域社会の変化など福祉団体を取り巻く環境の変化に対応しながら、各種研修や情報提供の充実を図る。

- ① 身体障害者福祉会活動支援
- ② 母子寡婦福祉会活動支援
- ③ 遺族会活動支援
- ④ ボランティア連絡協議会活動支援

3. 福祉課題の把握

(1) 各種団体などへのPR活動

町内会や各種団体などの希望に応じて、職員が地域に出向き、社協事業の周知啓発や福祉情報の提供を行うとともに、地域課題や要望の掘り起こしを行う。

(2) 地域福祉活動計画の進行管理

社協が策定し取り組んでいる第3次藤崎町地域福祉活動計画（平成30年度から令和4年度まで）の年次別計画の実施と単年度ごとの事業評価を行う。

Ⅱ	地域福祉サービスの推進
---	-------------

1. 介護保険事業などの運営

(1) デイサービス事業（介護事業・町総合事業）

① 事業目的

センター利用者に対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持や重度化防止及び介護者の身体並びに精神的負担の軽減を図るため適正に支援することを目的とする。

② 重点目標

利用者が末永く自宅で過ごしてもらえるように、自立支援や重度化の防止となるケアや訓練を提供するとともに、社会とのつながりを維持できるように地域活動への参加や交流を支援する。また、利用者の人権擁護、虐待の防止などの取り組みや、個別のニーズをサービスに反映させることにより、利用者にとって「楽しく」「心地よく」「満足」していただけるサービスを提供し、介護者に対しても介護負担の軽減を常に

意識した対応を心がけ、介護者や家族からも信頼される良好な関係づくりを目指す。さらには感染症や災害への対応力を強化するための取組みを行い、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する。

⑦地域の高齢者世帯の方々が、生活しやすいと思える支援サービスを検討し、支援する。

⑧サービス提供内容について、関係居宅介護支援事業所に随時発信しながら様々な方面からの意見を参考に、定期的に評価及び見直しを行う。

③事業内容：健康チェック、機能訓練、入浴、給食、口腔ケア、送迎、相談援助など

④利用者定員：35名

⑤特色のあるサービス

⑦短時間利用

様々な理由により、デイサービスで1日を過ごすことが難しい方に対しては、入浴後や昼食後に帰宅できるサービスを提供し、入浴の確保や介護者の負担軽減を行う。

※稼働状況により受付できない場合があり、送迎はサービス提供中での対応となるため、時間指定はできない。

⑧衣類洗濯サービス

衣類やタオル類を預かり、洗濯を行うことで介護者の負担を軽減する。

※洗濯代実費1回100円（利用毎）

⑨機能訓練

個別の心身機能に合わせ自発的に達成感を持ちながら継続できるように、工夫した機能訓練や生活活動訓練（リハビリスタンプカード、個別の口腔体操）を実施する。

⑩出張理容サービス

理容室によるセンターへのお出張理容

※床屋代1回2,800円（当日利用者が直接業者に支払いとなる。）

⑪外出支援サービス

近隣金融機関への送迎、常盤老人福祉センターで実施される検診への同行

※本人及びご家族の依頼のうえ対応する。

⑥家族介護者の集い

介護者同士の情報交換や介護に関する学習会を実施する。また、提供するサービスに対して介護者からの要望を取入れながら、心身の疲弊を軽減し在宅介護が継続できるように支援する。

⑦ボランティア活動の推進

利用者サービスの充実を図るため、余暇活動ボランティアを活用する。

内容：お茶出し、話し相手、脳トレの手伝い、外出行事付添、レザークラフトなど。

⑧年間行事計画

月	行 事	月	行 事
4	お花見会	10	秋のドライブ会
5	お花見会	11	芸能発表会
6	買い物会	12	クリスマス会
7	買い物会	1	新年会
8	納涼スイカ割大会	2	節分
9	秋のドライブ会	3	ひな祭り

※誕生会は毎月、日帰り旅行は随時実施する。

⑨関係機関との連携

行政、地域包括支援センター、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、医療機関などの専門職と連携を取り、利用者にとってより良いサービスを提供する。

⑩職員研修及びサービス向上のための検討会を実施

各種研修会への参加を積極的に行う。また、サービス向上のため検討会を実施する。

⑪営業日と営業時間及びサービス提供時間

㊦営業日：月曜日から日曜日まで（年中無休）

㊦営業時間：午前8時から午後4時55分まで

㊦サービス提供時間：通常 午前9時から午後4時まで

冬期 午前9時30分から午後3時30分まで

⑫職員体制

職名	常勤	非常勤	備考
所 長	1名		生活相談員・介護員兼務
生活相談員	3名		看護職員・機能訓練指導員・介護員兼務（2名） 介護員兼務（1名）
看護職員	1名		機能訓練指導員兼介護員兼務
介護員	7名		調理員兼務（1名）
調理員	1名	2名	
計	13名	2名	

(2) ホームヘルプサービス事業（介護事業・町総合事業・障害者自立支援事業・保険外事業）

①事業目的

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助・その他生活全般にわたる援助活動を行い、利用者が自立した在宅生活を長期継続できるように配慮しながら、最適なサービスを提供する。

また、訪問介護【保険外】事業の新設に伴い広く事業を知っていただき、充実した日常生活を送っていただけるよう支援する。

②サービス目標

⑦介護の必要な高齢者の新規開拓と社協ホームヘルプサービス事業の認知度を上げて利用に繋げていく。

⑧利用者が在宅において、心地よく安心して暮らすことができる生活を支える。

- ・職員同士で情報共有し、利用者・家族との対話を大切にしたいサービスを提供する。
- ・個々のニーズや状態にあったサービスを提供し、「やりすぎないケア」を心がけ、身体能力などを落とさずに日常生活が送れるよう支援する。

⑨訪問介護【保険外】事業の利用により在宅生活を充実させる。

⑩感染予防対策を徹底し、安心安全にサービスを受けられるようにする。

- ・基本の予防対策を徹底する。
- ・職員の健康管理を徹底する。

③事業内容

⑦介護保険によるホームヘルプサービス

身体介護、生活援助、通院等乗降介助、総合事業によるホームヘルプサービス

⑧訪問介護【保険外】事業によるホームヘルプサービス

⑨障害者自立支援法によるホームヘルプサービス

身体障害(児)者、知的障害(児)者に対する身体介護、家事援助、通院等乗降介助

④関係機関との連携

行政、地域包括支援センター、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、医療機関などの専門職と連携をとり、利用者にとってより良いサービスを提供する。

⑤職員研修

介護に関する知識・技術の向上や虐待予防関連など各種研修会に参加し、職員のスキルアップに繋げる。

⑥営業日及び営業時間

⑦介護事業・町総合事業・障害者自立支援事業

営業日：月曜日から日曜日まで

営業時間：午前7時から午後10時まで ※通常は午前8時から午後4時45分まで

④保険外事業

営業日：月曜日から日曜日まで（12月30日から1月3日は除く）

営業時間：午前8時から午後4時45分まで

⑦職員体制

職名	常勤	非常勤	備考
所長	1名		サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	0名		
介護員	1名	3名	
計	2名	3名	

（3）居宅介護支援事業（介護事業）※町受託事業の要介護認定調査含む

①事業目的

高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。また、事業の実施にあたっては、行政・地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるとともに、相談からサービス提供などに至るまで、相談者に不安を与えないような説明と地域包括支援センターやその他、関係機関との連携を強化する。

②サービス目標

- ⑦利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう個々の心身の機能や生活全般を理解し、十分なアセスメントを行い、利用者やご家族の意向に基づき生活機能を高める居宅サービス計画の作成に努める。
- ④利用者の意思及び人格を尊重し、医療と介護の役割分担や連携強化に努め、各サービスが特定の種類、または特定の事業所に不当に偏ることのないよう、公正中立に支援を行う。

③事業内容

居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターや居宅サービス事業者との連携はもちろんのこと、利用者保護の観点から、個人の意志が反映された介護計画の作成及び維持管理を目的に下記の業務を行う。

⑦申請手続き代行業務

- ・要介護認定の更新及び変更、新規申請手続きの代行を行う。
- ・制度上、サービスを利用する際に必要な申請手続きの代行を行う。
※住宅改修、福祉用具購入、保険証再交付の手続きなど
- ・介護保険制度に関することだけではなく、利用者の状況に合わせ必要な申請手続き代行を行う。
※紙おむつ支給申請、生活上必要な手続きなど

④要介護認定の調査業務

サービス利用者の認定有効期限が切れることのないように認定の有効期限を管理し、円滑に保険給付が受けられるようにする。

⑦ケアプラン（居宅サービス計画）の作成

要介護認定結果に基づき、必要な介護内容を盛り込んだ居宅サービス計画を毎月作成する。また、急にサービスが必要になった場合は、暫定でのサービスが利用できるよう援助を行う。

⑧利用者が希望するサービスの確保及びサービス提供機関との連絡調整

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが確保されるように、サービス提供機関との連絡調整・交渉を行う。

⑨利用者が継続して利用するサービスの維持・管理

居宅サービス計画に盛り込まれた介護サービスが継続して行われるように、サービス提供機関との連絡調整を行う。

※利用状況・経済状況などの確認、苦情処理など

④職員研修

外部研修では、地域住民・要介護者などからの介護保険に関する相談に的確かつ迅速に対応するため、積極的に各種研修会などへ参加し、知識及び技術の習得、専門性の確保と向上を図る。

⑦事業所内では定期的に困難事例についての検討会

④ケアマネジメントの技術向上に向けての研修会を開催

⑦地域のネットワーク研修会やケアマネ情報交換会への参加

⑤介護支援専門員の更新研修

⑤営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日まで ※年末年始を除く

営業時間：午前8時15分から午後5時まで

※時間外は24時間電話にて対応する。

⑥職員体制

職 名	常勤	備 考
所 長	1名	介護支援専門員兼務
介護支援専門員	2名	
計	3名	

2. 地域支援事業の推進

(1) 地域包括支援センター事業（町受託事業）

①事業目的

地域の高齢者やその家族が抱える介護・健康・福祉・虐待防止・権利擁護などの様々な生活課題を総合的に受け止め、課題解決に向けて専門職が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら包括的かつ継続的に支援し、住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続できるよう『地域包括ケアシステム』の構築を推進する。加えて地域全体で支え合う『地域共生』の視点を取り入れ『地域包括ケアシステム』を深化・推進する。

②重点目標

行政の具体的な運営方針に基づく『地域包括ケアシステム』実現のために…

⑦自立支援に向けたケアマネジメント及び相談支援をより充実させる。

①地域ケア会議（個別会議）及び事例研究などから見いだされた地域課題について、解決に向けた展開を図っていく。

③包括的支援事業内容

⑦介護予防ケアマネジメント事業

- ・高齢者が要介護状態などになることを予防するため、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業・日常生活支援総合事業及びその他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

※ケアマネジメントとは…主に介護などの福祉分野で、福祉や医療などのサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ手法

①総合相談支援事業

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行う。
- ・関係者間のネットワーク構築を図り、早期解決へつなげる。

⑦権利擁護事業

- ・地域の民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。
- ・虐待予防に向けた取り組みを積極的に行う。

⑤包括的・継続的マネジメント事業

- ・高齢者に係る保健・医療・福祉などに関する多様な支援を総合的・包括的・継続的に提供するための体制を整え、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・介護支援専門員の日常的業務への個別支援を行う。

㊦地域ケア会議の推進

- ・個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行い個別課題解決および地域課題の抽出を行う。
- ・ケア会議へ事例提供しやすくする様々な取り組みを行う。

㊧在宅医療・介護連携の推進

- ・高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられることができるよう、医療と介護が連携し一体的に提供できる関係づくりを推進する。
- ・近隣5市町村（黒石市・平川市・藤崎町・大鰐町・田舎館村）と連携し事業を進める。

㊨認知症施策の推進

- ・適切な医療・介護が受けられる初期対応を行う「認知症初期集中支援チーム」活動や認知症になっても周囲の協力のもと住み慣れた地域で生活が継続できるネットワークづくりなどの「認知症地域支援推進員」活動を一般住民や専門職などに広く周知する。

※認知症地域支援推進員とは

必要なサービスが適切に提供されるように、関係機関との連携支援や、認知症の人や家族を対象に相談業務を行う。

㊩指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント

- ・総合事業と指定介護予防支援事業において、高齢者が生活する上での自立に向けた意識付けや目標設定に視点を置き「介護予防ケアマネジメント」及び「介護予防サービス計画」を作成する。

④職員研修

各種研修会へ積極的に参加し、専門知識及び技術の習得、専門性の向上・確保に努める。

⑤営業日及び営業時間

営業日：月曜日から土曜日まで ※年末年始を除く

営業時間：午前8時15分から午後5時まで

※時間外は24時間電話にて対応する。

⑥職員体制

職 名	常勤	備考
所 長	1名	社会福祉士兼務
看 護 師	1名	
主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	2名	
計	5名	

(2) 生活支援体制整備事業(町受託事業)

高齢者が住み慣れた地域でつながりや生きがいを持ちながら生活ができるように、住民や関係機関、団体などが助け合い活動のネットワークを構築し、それぞれの持ち味を活かした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、支え合いの体制づくりを推進する。

① 藤崎町助け合い生活支援・介護予防協議体

⑦ 協議体会議の開催(年6回)

⑧ 地域課題などの把握及び検討

⑨ 生活支援・介護予防サービスの企画

② 第1層生活支援コーディネーター業務

町全域において、地域課題や利用者ニーズに合った生活支援・介護予防サービスが行われるように、既存資源把握やサービスの創出、担い手養成等を行う。

⑦ 生活支援・介護予防サービスの開発

⑧ 人材の発掘及び研修会の開催

⑨ 関係機関・団体などとのネットワーク構築

3. 地域福祉活動の推進

(1) いきいきふれあいサロン事業

地域で生活している高齢者と住民(ボランティアなど)が気軽に集い、ふれあい交流を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げるとともに、心身機能の維持向上を図ることにより、要介護状態になることを予防する。また、送迎サービスを行うことにより少しでも多くの方が参加できるようにする。また、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できない場合や事業内容の変更などの場合は、対象者や調理ボランティア、民生委員の方々に対して速やかに連絡調整を行う。

(2) 軽度生活援助事業(町受託事業)

要介護高齢者、一人暮らし高齢者及び高齢者二世帯に対して、ホームヘルパーが行う家事援助事業を提供することにより、高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活できるよう支援する。

(3) 福祉有償運送事業(町受託事業の移送サービス含む)

在宅高齢者や障がいのある人で、公共交通機関を利用して移動が困難な人を対象に、通院などを目的に運輸局許可車両を使用し、有償で移送サービスを行う。

(4) 高齢者世帯等除雪援助事業

一人暮らし高齢者及び高齢者二世帯に対して、生活道路の確保を行うことにより、安心して生活できるよう支援する。

(5) 除排雪困難世帯巡回等事業

一人暮らし高齢者及び高齢者二世帯に対して、雪に関する見守りをしながら巡回し、家屋などに雪害が生じるとされる世帯への簡易的な防雪や除雪作業を行うことにより、安心して生活できるよう支援する。

(6) 介護予防・生活支援等サービスプロジェクト会議の開催

高齢者が身体や認知機能の維持向上に取り組めるよう、様々な交流を通して引きこもり防止や介護予防を目的とした支援内容を検討する。

①介護予防・生活支援サービスの検討

③ コロナ禍における地域福祉活動の推進

Ⅲ	福祉教育・ボランティア活動の推進
---	------------------

1. 福祉意識の高揚と人づくり

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるとともに、社会福祉発展に功績があった方々への表彰を行う。また、参加者に対して福祉事業の周知啓発を行う。

(2) 子育て応援ネット事業

「子育てサポート養成講座」修了者並びに「子育て応援ボランティア養成研修会」修了者を中心に、子育て家庭の見守り体制の充実を図る。また、黒石市・平川市・田舎館村ファミリーサポートセンターと連携し、子育て家庭の見守り体制の充実を図るとともにPR活動を行う。

(3) 出産お祝い事業（子育て世代とつながる）

子どもの誕生をお祝いし、紙おむつを贈呈させていただき、若い世代の社会福祉への理解と関心を高める活動を行う。

2. 福祉教育の推進

(1) ボランティア活動推進校の推進

町内の小・中学校を指定し、各学校が地域を巻き込んだ福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と社会連帯の精神を養い心豊かな人材の育成を目的に事業を行う。

①推進校の指定

藤崎小学校、藤崎中央小学校、常盤小学校、藤崎中学校、明德中学校

- ②学校で行う福祉に関する学習への協力
- ③福祉学習プログラムの充実と活用

(2) 社会福祉士養成実習(大学生)の受け入れ

社会福祉士(国家資格)を目指している福祉系大学生に対して、社会福祉士に必要とされる「社会福祉実習プログラム」に基づいた、社会福祉実習を行う。

3. ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの充実及び人材育成

ボランティアに関する情報の提供や各種相談に対応し、個別ボランティアや福祉団体への支援を図る。また、住民や各種団体等が主体的に取り組む地域福祉活動の担い手の育成、地域ボランティア相互の連携や交流を通して、課題解決に向けた意見交換や知識・技術の向上を目的とした講習会を開催するなど、ボランティア活動の基盤整備・充実強化を図る。

- ①ボランティアに関する情報の提供及び啓発、相談、登録、斡旋、養成、研修
- ②ボランティア活動保険などの加入促進
- ④ボランティア収集ボックスの活用
- ⑤ボランティア連絡協議会との連携

(2) 災害ボランティアネットワークの構築

大規模災害が各地で発生しているなか、緊急時における安否確認や避難などの支援を必要とする要支援者名簿を整備する。また、緊急時に速やかにできる体制を強化するほかに、町内会や各団体に対して防災訓練などの活動に対する支援や防災に対する意識づけを行い、災害時におけるネットワーク構築の支援を行う。

IV	福祉情報の提供・総合相談・生活支援機能の充実
----	------------------------

1. 福祉情報の提供

(1) 社協広報紙の発行(毎月)

社協広報紙「ふじさき社協だより」の発行により、福祉情報の提供や福祉活動への参加啓発を行う。

- ①每户への配布
- ②公共機関や民間企業などへの配布

(2) 社協ホームページの運用・更新

社協ホームページにより、福祉情報の提供や社協が行う事業のPRを行う。

2. 相談体制の確立

(1) 心配ごと相談所事業（町受託事業）

誰もが気軽に来所できる心配ごと相談所として、住民の様々な相談に応じ、各関係機関と連携し、その問題解決するため努める。また、社協広報紙により心配ごと相談所のPRを行う。

①心配ごと相談所の開設

開催：毎週水曜日（9時から12時まで） ※祝祭日、年末年始を除く

場所：藤崎・常盤老人福祉センター

②司法書士・保健師による「こころの健康相談所」の開設

開催：第1水曜日（常盤地区）、第3水曜日（藤崎地区）

(2) 広域法律相談所事業

平川市社協、西目屋村社協、藤崎町社協、大鰐町社協、田舎館村社協、板柳町社協の持ち回りで、弁護士による法律相談所を無料で開設する。また、予約制で一日5名までとする。

①受付場所：藤崎町社協

②相談時間：10時から12時30分 ※一人当たりの相談時間30分

③開催回数：年11回開催

3. 生活支援体制の確立

(1) 日常生活自立支援事業

認知症などにより判断能力が不十分な方に対して、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活を送ることができるよう支援する。

(2) 福祉サービス苦情解決第三者委員の設置

本会のサービス利用者からの苦情に対し、社会福祉法第82条を踏まえた本会規程に基づき、利用者の権利と利益の保護に資するため、迅速に改善を図る。

(3) 紙おむつ支給事業

在宅で紙おむつを使用している寝たきり高齢者などに対して、その世帯の経済的負担の軽減を目的に、要介護者の状態に応じた紙おむつを支給する。

(4) 福祉器具の貸出事業

在宅で要介護状態にある方やケガなどにより福祉用具が必要になった方に対して、福祉器具（ギャッジベッド・車いす）を貸し出しする。また、現在貸し出し中の福祉器具に不具合が生じた場合は、速やかに対処する。

(5) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)

低所得世帯・高齢者世帯・障がいのある人がいる世帯に対して、経済的自立を目的に各種資金の貸し付けを行う。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための生活福祉資金の相談や貸付を行う。

(6) たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対して、経済的自立を目的に資金の貸し付けを行う。

※貸付限度額 50,000 円以内、保証人が必要

(7) 有職知的障害者交通費助成事業

就労している知的に障がいのある人に対して、職場までの交通費の一部を助成することで就労を支援し、社会参加の促進を図る。

※1 ヶ月 4,000 円上限で支給

(8) 斎壇事業

廉価で斎壇を貸し出し、町の合理化運動(花輪ポスター・香典返し廃止・会費制)を推進する。また、通夜・葬儀に係る相談に対応する。

(9) 公共施設の運営(町指定管理事業)

町からの指定管理(令和 2 年度から令和 6 年度まで)による藤崎・常盤老人福祉センターの管理運営を行う。

(10) 生活困窮者等に対する支援

複合的な問題を抱える生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関・団体等との連携を図る。

①経済的支援(しあわせネットワーク)

生活困窮状態にあり、援助することで安定した生活が見込める場合に現物給付で経済的支援を行う。

②食料支援(フードバンク)

品質には問題ないものの、廃棄されてしまう食品を無償で提供していただき、援助を必要とする個人や団体に食料支援する。

1. 社協組織の強化

(1) 役員研修会の実施

県社協などが開催する各種研修会に参加し、社会福祉情勢や社協が取り組むべき問題や課題について理解と認識を深め、組織体制の強化を図る。

(2) 理事会・評議員会の充実

執行機関である理事会の責任ある体制づくりと、議決機関である評議員会におけるチェック体制の強化を図る。

2. 職員体制の強化

(1) 職員の処遇安定

福祉事業や介護保険事業の安定運営に努めるとともに、職員の処遇安定化に努める。

(2) 資格取得の促進

社会福祉の専門職としての資格取得を積極的に促し、専門性を高める。

(3) 各種研修会への参加

内部研修や外部研修への参加を促し、職員の資質向上を図る。また、職員の経験年数や職務内容を考慮した研修会への参加を促す。

(4) 人事考課制度の導入

人事考課制度に関する基本的事項を定め、職員の職務の実現度、業務の遂行度及び職員の能力・資質の向上並びに勤労意欲の高揚を目的として実施する。

3. 財政基盤の整備

(1) 公費助成の確保

社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金の継続的な要望を働きかける。

(2) 基金の運用と増資

福祉基金や介護保険調整基金の運用とともに増資に努める。

(3) 収益事業による自主財源の確保

収益事業による自主財源の確保に努める。

(4) 社協一般会員・特別会員・賛助会員の加入促進

社協が住民の参加と協力のもとに活動が推進できるように、新規会員の確保と現会員への継続加入に努める。

(5) 赤い羽根共同募金運動への協力

赤い羽根共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに募金実績により助成される共同募金助成金の拡大に努め、地域福祉の向上に努める。

VI	関係機関・団体との連携
----	-------------

1. 関係機関・団体との連絡調整

①行政、町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、福祉施設、関係団体、企業などと連携し、福祉活動を推進する。

②津軽広域社会福祉協議会連絡協議会との連携

弘前市社会福祉協議会、黒石市社会福祉協議会、平川市社会福祉協議会、西目屋村社会福祉協議会、藤崎町社会福祉協議会、大鰐町社会福祉協議会、田舎館村社会福祉協議会、板柳町社会福祉協議会で組織

③青森県市町村社会福祉協議会連絡会との連携

県内 39 市町村社会福祉協議会で組織

④藤崎町社会福祉法人連絡会との連携

社会福祉法人 千栄会、社会福祉法人 伸栄会、社会福祉法人 しらかば会
社会福祉法人 つくし会、社会福祉法人 極光の会、社会福祉法人 桐栄会
社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会で組織

